

東京高等裁判所第5刑事部 御中

「三鷹事件」の再審開始決定を求める要請書

「三鷹事件」再審請求棄却決定に対する異議申立事件について、「疑わしきは被告人の利益に」の原則に基づき、東京高裁は公正な審議の下、速やかに再審開始を決定されることを要請いたします。

「三鷹事件」は、1949年7月15日に中央線三鷹駅構内で起きた列車転覆致死事件で、被告とされた竹内景助氏は無実を訴え続けていたにもかかわらず、裁判では最終的に単独で犯行に及んだものとして死刑判決を受け、この判決に対して再審を請求しながらも無念の獄死を遂げました。その後、2011年11月に竹内氏の遺族が死後再審を申し立て、以下の新証拠を提出してきました。

この事件の「確定判決」は、竹内氏の「自白」と事件直後に竹内氏を目撃したという目撃者の証言を根拠としていますが、弁護団は、転覆事故車両の1両目とともに2両目のパンタグラフも上がっていたこと、最後尾車両の前照灯が点灯し、手ブレーキが解かれていたことなど、専門家の新鑑定書の提出を含め、これらの客観的事実に竹内氏の自白が合致せず、自白に「合理的疑い」が生じていることを示し、竹内氏単独では実行不可能であることを立証してきました。

また、暗闇の中で見たとする目撃証言の脆弱性を明らかにする専門家の実験に基づく鑑定書を提出、さらに証拠開示に基づき事故当時竹内氏は自宅にいたという新たなアリバイに関する証拠を提出してきました。

ところが、2019年7月31日東京高裁第4刑事部は、このような様々な指摘に真摯に対応することなく、事実調べを全く行わずに「確定判決」に固執した極めて不公正な再審申立棄却決定を下しました。私たちはこの決定に強い憤りをもつものです。

再審請求人と弁護団はただちに異議申立を行い、以降、再審棄却決定の誤りを明らかにするとともに申立内容を補強する意見書・鑑定書を重ねて提出し、現在、貴裁判所において裁判所・検察・弁護団の三者協議が行われていると聞いております。

国民の基本的な人権を擁護することを任務とする裁判所として、また司法（裁判）への国民の信頼を十全なものとするために、指摘された問題点について慎重公正な審議を行い、早期に再審開始を決定することを強く要請するものです。

氏 名	住 所

《連絡先》

竹内景助さんは無実だ！三鷹事件再審を支援する会

(東京都新宿区四谷3-1-4 齊藤ビル3階 東京クローバー法律事務所 Tel03-5379-6560)

三鷹事件の真相を究明し、語り継ぐ会

(東京都国分寺市光町1-40-12 教育会館 日本国民救援会三多摩総支部内 Tel042-505-8140)